

津市介護保険利用者負担額減免取扱要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 145 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓第 89 号

平成 28 年 3 月 24 日訓第 10 号

平成 30 年 7 月 18 日訓第 43 号

令和 3 年 3 月 29 日訓第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 50 条及び第 60 条の規定による保険給付の割合の変更による利用者負担額の減免（以下「利用者負担額の減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額の減免の割合)

第 2 条 利用者負担額の減免は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「法施行規則」という。）第 83 条第 1 項第 1 号又は第 97 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあっては別表第 1 に、法施行規則第 83 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は第 97 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合にあっては別表第 2 に定めるところにより保険給付の割合を変更してこれを行うものとする。ただし、法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号又は第 97 条第 1 項第 1 号に該当し、かつ、法施行規則第 83 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は第 97 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するときは、これらの表のうち、保険給付の割合が多くなる表に定めるところによりこれを行うものとする。

(申請等)

第 3 条 利用者負担額の減免を受けようとする者は、介護保険利用者負担額減免・免除申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号又は第 97 条第 1 項第 1 号に該当する場合においては、被災証明書等財産についてその損害の程度を確認することができる書類
- (2) 法施行規則第 83 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は第 97 条第 1 項第

2号から第4号までのいずれかに該当する場合においては、給与証明書等収入が減少したことを証する書類

(利用者負担額の減免の可否の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表第1又は別表第2に掲げる区分に従いその内容を審査し、利用者負担額の減免の可否を決定し、利用者負担額減額・免除決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、利用者負担額の減免の決定をしたときは、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(認定証の有効期間)

第5条 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から6月以内とする。

(減免事由消滅の申告)

第6条 第4条の規定により利用者負担額の減免の決定を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに市長に申告しなければならない。

(認定証の返還)

第7条 認定者は、利用者負担額の減免事由が消滅したとき、又は認定証の有効期間が満了したときは、速やかに認定証を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市介護保険利用者負担額減免取扱要綱（平成12年津市訓第29号）又は久居市介護保険事業居宅介護（支援）サービス費等の額の特例に関する取扱要綱（平成12年久居市訓令第43号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定により交付された認定証は、この訓の相当規定により交付された認定証とみなす。

3 この訓の施行前に合併前の要綱の規定により認定証の交付を受けた者に係る利用者負担額の減免又は特例サービス費（法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条に規定する居宅支援サービス費等の額の特例をいう。）の支給については、なお合併前の要綱の例による。

- 4 前2項に定めるもののほか、この訓の施行前の合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第89号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日訓第10号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月18日訓第43号）

この訓は、平成30年8月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）

区分		保険給付の割合	
		損害の割合が 3 割以上 5 割未満	損害の割合が 5 割以上
前 年 の 合 計 所 得 金 額	5 0 0 万円以下	1 0 0 分の 9 7	1 0 0 分の 1 0 0
	5 0 0 万円を超え 7 5 0 万円以下	1 0 0 分の 9 4	1 0 0 分の 9 7
	7 5 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下	—	1 0 0 分の 9 4
備考 1 「前年」とは、申請書の提出日の属する年の前年をいう。 2 「合計所得金額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。 3 「損害の割合」とは、法施行規則第 8 3 条第 1 項第 1 号又は第 9 7 条第 1 項第 1 号に規定する財産について受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により、補てんされ、及び補てんされ得る金額を除く。）が当該財産の価額に占める割合をいう。			

別表第 2（第 2 条、第 4 条関係）

区分		保険給付の割合		
		減少の割合が 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満	減少の割合が 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満	減少の割合が 4 分の 3 以上
前 年 の 合 計 所 得 金 額	1 0 0 万円未満	1 0 0 分の 9 4	1 0 0 分の 9 7	1 0 0 分の 1 0 0
	1 0 0 万円以上 3 5 0 万円未満	—	1 0 0 分の 9 4	1 0 0 分の 9 7
	3 5 0 万円以上 6 0 0 万円未満	—	—	1 0 0 分の 9 4
備考 1 「前年」とは、申請書の提出日の属する年の前年をいう。 2 「合計所得金額」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。 3 「減少の割合」とは、前年の合計所得金額から当該年の合計所得金額の見込額（申請書の提出日前 3 月の収入を勘案した額）を控除した額が前年の合計所得金額に占める割合をいう。				

第1号様式（第3条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

フリガナ 被保険者 氏 名	-----		保険者番号						
			被保険者番号						
生年月日	年 月 日生		性 別	男 ・ 女					
住 所	(〒)		電話						
利用者負担額減 免申請理由									
上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。 年 月 日 (〒) 住 所 申請者 氏 名 電 話 (宛先) 津市長 印									

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

第 2 号様式（第 4 条関係）

利用者負担額減額・免除決定通知書

年 月 日

住所
氏名 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました利用者負担額の減額・免除については、津市介護保険利用者負担額減免取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日（承認内容） 有効期限 年 月 日
2 承認しない	理由

・問い合わせ先

津市 （名称）部 （名称）課

〒514—8611 津市西丸之内23番 1 号 （電話 ）

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第3号様式（第4条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除認定証

(表)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証			
交付年月日 年 月 日			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	男・女
	適用年月日	年 月 日から	
	有効期限	年 月 日まで	
減 額・免 除認定事項		100分の 給付率	
保険者番号並 びに保険者名 称及び印		津市 印	

(裏)

注 意 事 項 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口提出してください。 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（入院又は入所時に食事に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、入院又は入所時における食事に要する費用については、一日につき定額の標準負担額となります。 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を津市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、津市にその旨を届け出てください。 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
